「航空機整備訓練課程指定申請･審査要領」（平成 12 年 12 年 13 日　空乗第 2179 号）の一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
空乗第2179号　　平成12年12月13日　（制定） 国空安政第1968号　令和 7年12月 1日　（最終改正）	空乗第2179号　　平成12年12月13日　（制定） 国空安政第2822号　令和 6年 3月26日　（最終改正）
航空機整備訓練課程指定申請・審査要領	航空機整備訓練課程指定申請・審査要領
第１部　総則　（略）	第１部　総則　（略）
第２部　指定の基準	第２部　指定の基準
１．～２．（略） ３．実技教官 （１）　実技教官の数は、実技の科目ごとにその科目の教育内容に応じて、安全かつ適切な教育の実施に必要な人数の教官を配置すること（実技教官１名が担当する訓練生は、原則として２５名以下とする。ただし、実技教育のうち特に訓練生の安全性の確保や十分な教育効果を得るために必要なもの（例えば、点検作業、部品交換作業及び動力装置の操作等の実機を用いて行う教育）については、実技教官１名が担当する訓練生をより少数とすること。）とする。なお、実技教官は１ 名で２以上の科目を担当することができる。 （２）～（４）（略） ４．教育施設の要件 （１）学科教育を行うために必要な建物その他の施設 ①１）～５）（略） ①６）黒板又はそれと同様のもの（ディスプレイ、プロジェクター、ホワイトボード、タブレット端末等）を備えていること。 ②～③（略） （２）（略） ５．～６．　（略）	１．～２．（略） ３．実技教官 （１）　実技教官の数は、実技の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。また、実技教官１名が担当する訓練生は１２名程度であること。 なお、実技教官は１ 名で２以上の科目を担当することができる。 （２）～（４）（略） ４．教育施設の要件 （１）学科教育を行うために必要な建物その他の施設 ①１）～５）（略） ①６）１．５㎡以上の面積を有する黒板又はそれと同様のものを備えていること。 ②～③（略） （２）（略） ５．～６．　（略）
第３部　教育基準の記載要領	第３部　教育基準の記載要領
１．（略） ２．記載事項 （１）～（６）（略） （７）教育の内容及び方法 ①学科及び実技教育の科目の時間数並びに学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。 実技教官１名が担当する訓練生数が２５名を超える場合は、教育科目ごとに教官１名が担当する訓練生数が明記されていること。 ②～④（略） ⑤欠席者に対する措置 欠席者に対しては欠席時間数と同等の時間数を補習することを原則とし、最大許容欠席時間を明記すること。ただし、各科目の標準教育時間を下回らない範囲において、訓練生の理解度に応じた方法により補習を実施す	１．（略） ２．記載事項 （１）～（６）（略） （７）教育の内容及び方法 ①学科及び実技教育の科目の時間数並びに学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。 （新設） ②～④（略） ⑤欠席者に対する措置 欠席者に対しては欠席時間数と同等の時間数を補習することを原則とし、最大許容欠席時間を明記すること。 （新設）

改　正　後	改　正　前
る場合はこの限りでない。（実技教育については、実技教官１名が担当する訓練生数が通常の教育時よりも少ない状態で補習を行うなどにより、各訓練生が十分な技量を習得したことを効率的に確認できると認められる場合に限る。）本ただし書を適用する場合には、補習の方法及び欠席時間数に応じた補習時間の定め方を教育基準に定めること。	
⑥教育の中止 次に該当する訓練生については、教育を中止しなければならない旨明記されていること。 １）補習（第３部２．（７）⑤ に掲げられたただし書を適用する場合には、ただし書に規定する補習）を行っても最大許容欠席時間数を超えてしまうとき ２）その他管理者が必要と認めたとき ⑦（略）	⑥教育の中止 次に該当する訓練生については、教育を中止しなければならない旨明記されていること。 １）補習を行っても最大許容欠席時間数を超えてしまうとき ２）その他管理者が必要と認めたとき ⑦（略）
（８）～（１２）（略）	（８）～（１２）（略）
第４部　指定方法、指定の有効期間及び指定の取消し（略）	第４部　指定方法、指定の有効期間及び指定の取消し（略）
第１号様式　～　第４号様式　（略）	第１号様式　～　第４号様式　（略）
附則（令和２年１２月２２日　国空航第２７１５号） この改正通達は、令和３年１月１日から施行する。	附則（令和２年１２月２２日　国空航第２７１５号） この改正通達は、令和３年１月１日から施行する。
附則（令和３年２月１５日　国空航第３０９７号） この改正通達は、令和３年２月１５日から施行する。	附則（令和３年２月１５日　国空航第３０９７号） この改正通達は、令和３年２月１５日から施行する。
附則（令和４年３月２９日　国空航第３０３７号） この改正通達は、令和４年４月１日から施行する。	附則（令和４年３月２９日　国空航第３０３７号） この改正通達は、令和４年４月１日から施行する。
附則（令和６年３月２６日　国空安政第２８２２号） この改正通達は、令和６年３月２６日から施行する。	附則（令和６年３月２６日　国空安政第２８２２号） この改正通達は、令和６年３月２６日から施行する。
附則（令和７年１２月１日　国空安政第１９６８号） この改正通達は、令和７年１２月１日から施行する。	